

(別紙様式 2)

## 普及指導員調査研究報告書

課題名：長門ゆずきちの加工用果実収穫における農福連携の取組について

所属名：長門農林水産事務所

担当者氏名：松富和海、穂吉和枝、北村真一郎、豊田敦至

### <活動事例の要旨>

長門ゆずきちの加工用果実の需要が増える中、生産農家の高齢化等により収穫作業に係る労力が不足する課題に対応するために、福祉事業所による収穫支援体制を構築するとともに、本取組が継続するよう J A を窓口とする体制整備支援を行った。

### 1 普及活動の課題・目標

長門市での長門ゆずきち栽培は、平成 10 年から産地化が始まり、J A の部会である長門ゆずきちの会を中心に青果及び加工果実出荷を行ってきた。一方、栽培開始から 30 年近くが経過して生産者の高齢化が進み、長門ゆずきちの会員数は平成 30 年の約 2 / 3 まで減少している。(表 1)

加工用果実は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和 4 年を中心に出荷量が制限されていたが、新型コロナウイルスが落ち着いた令和 5 年に地域商社やまぐち等による長門ゆずきちの果汁を使用したサワー等加工品の開発が進み、最低 20 t 以上の加工用果実出荷が必要となった。

20 t の加工用果実を出荷するために、生産者に出荷目標量を割振ったが、一部生産者から収穫の労力不足により収穫が出来ないとの声が出されたため、全国的に取組が始まっていた農福連携の提案、試行、J A を窓口とする体制整備を進めた。

本活動では、1 年目(令和 5 年)は農福連携による加工用果実収穫の取組開始、2 年目(令和 6 年)は取組拡大及び J A を窓口とした体制整備の確立、3 年目(令和 7 年)は J A による自主的な取組及び新規取組の提案を目標とした。

表 1 長門ゆずきちの会の出荷量(青果・加工)及び部会員数

年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出荷量 (内加工用)	15.7 t (11.0 t)	23.6 t (20.4 t)	17.7 t (14.1 t)	17.7 t (12.8 t)	11.9 t (9.8 t)
部会員	38 人	37 人	37 人	35 人	34 人
年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年		
出荷量 (内加工用)	36.5 t (34.1 t)	33.4 t (31.0 t)	29.5 t (27.2 t)		
部会員	29 人	28 人	26 人		

### 2 普及活動の内容

#### (1) 1 年目(令和 5 年)の取組

##### ア 関係機関(J A)との調整

J A 長門統括本部の長門ゆずきち担当者(以下、J A 担当者)と長門ゆずきちの

加工用果実出荷の農福連携の取組を提案して了承を得た。当初、JAは雇用を入れることで採算が取れなくなることを心配したが、農福連携に係る費用が加工果実の代金の範囲内で収まることを説明して了承を得た。

#### イ 農福連携の情報収集

管内で、農福連携を既に行っていた2戸の農家から、①契約している福祉事業者、②作業内容等の聞取りを実施した。

#### ウ 作業料金（工賃）の設定

利用農家及び福祉事業者に作業料金（工賃）を提案するために、農家が1時間で収穫可能な量を調査し、その量と最低賃金から試算した。

その結果、作業料金（工賃）は150円/10kgとして、利用農家及び福祉事業者に提案することとした。

#### エ 利用農家及び福祉事業所との調整

JA担当者と利用農家及び果樹の作業を行っている福祉事業所に作業料金、作業内容を提案して了承を得た。

福祉事業所から、長門ゆずきちのトゲによる怪我についての不安の声が出されたので、服装等の装備を説明して試行することを提案して了承を得た。

利用農家には、農福連携に係る注意事項、準備するもの等を説明した。

#### オ 作業支援

試行を踏まえて、利用農家及び福祉事業所双方から正式に契約を結んで収穫作業を行うことので了承を得て、収穫作業支援を行った。

#### カ 今後の対応についての協議

作業終了後に利用農家及び福祉事業所に今年度の反省等の聞取り調査を実施した。双方ともに、問題及びトラブルは無かったと回答し、次年度（令和6年度）も引き続いて行いたい意向を示した。

#### キ 研修受講・事例発表

農福連携についての理解を深めるために、農林総合技術センターで開催された山口県農福連携技術支援者育成研修を受講した。

また、農福連携技術支援者フォローアップ研修において、令和5年の取組についての報告を行った。

### (2) 2年目（令和6年）の取組

#### ア 関係機関（JA）との協議

1年目（令和5年）の取組を整理し、農福連携の取組を部会全体での取組及びJAが事務局となることを提案して了承を得た。また、おためしノウフク支援事業（単県）活用支援を行った。

#### イ 長門ゆずきちの会員への説明及び農福連携利用者募集支援

長門ゆずきちの会総会で、1年目の取組説明及びJAが事務局となって部会で取り組むことの説明を行った。

また、JAが部会員に加工用果実収穫を福祉事業所への委託募集を行う支援を行った。

#### ウ 長門市障害者自立支援協議会就労支援部会での説明及び取組事業所開拓支援

取組を拡大するために、長門市の福祉事業所で組織する長門市障害者自立支援協議会専門部会で1年目（令和5年度）の取組を説明し、新たに取り組む事業所の募集をJAと行った。

#### エ 利用農家及び福祉事業所との調整

収穫作業委託希望の農家のほ場を受託希望の事業所の担当者と巡回して、トイレの

場所や作業可能性の確認を行った。

#### オ 作業支援

福祉事業所の利用者による試行を踏まえて、J A及び福祉事業所により正式に契約を結ぶ支援を行い、収穫作業の支援を行った。

#### カ 今後の対応についての協議

作業終了後に利用農家及び福祉事業所に今年度の反省等の聞き取り調査を実施した。利用農家から収穫時にはできるだけ枝を切らずに収穫してほしいとの要望が出された。次年度（令和7年度）も引き続いて行いたい意向を双方とも示した。

### （3）3年目（令和7年）の取組

事務局のJ A長門統括本部が行う活動の確認及び支援を行った。

加工用果実収穫作業以外の作業について、肥料（袋入りの鶏糞）散布を、新たな農福連携の取組として、農家及び福祉事業所に提案した。

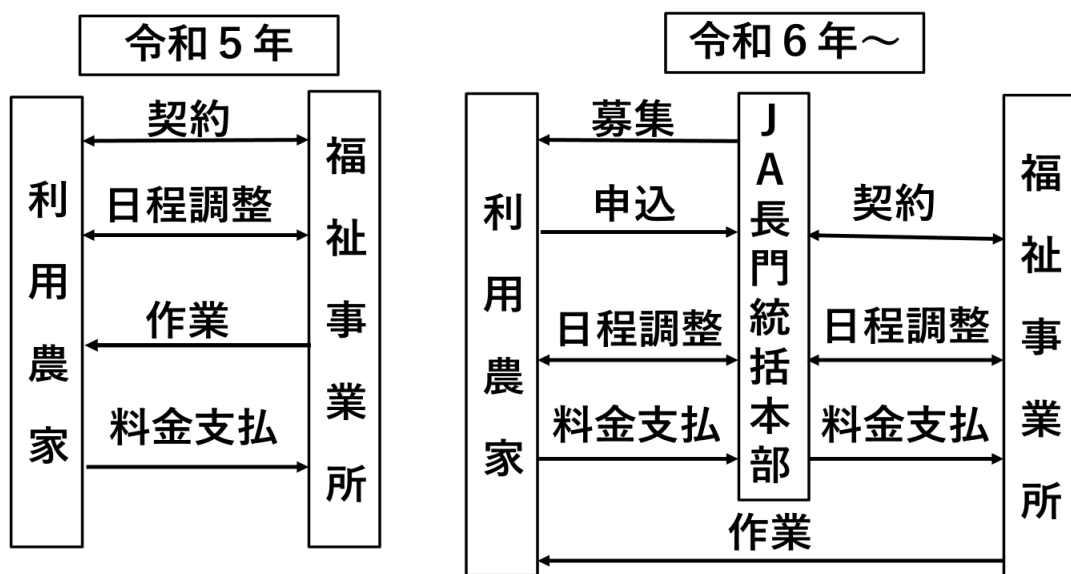


図1 利用農家、J A長門統括本部、福祉事業所の関係

### 3 普及活動の成果

#### （1）1年目（令和5年）

- 加工果実の収穫依頼があった1戸の農家と受託を希望する福祉事業所間の調整を行い、試行を踏まえて2,100kgの果実収穫が出来た。
- 加工果実の収穫・出荷量が目標の20tを越えて、ソー等加工品の製造・販売を行うことが出来た。

#### （2）2年目（令和6年）

- J A長門統括本部が事務局を行うことで、利用農家の契約、日程調整等の労力が低減されるとともに、本取組が継続的となるよう体制整備を確立した。収穫が出来ていない生産者に積極的に声をかけて利用農家数を増やすことが出来た。
- 1年目の実績を踏まえて、利用農家数が5戸に、受託福祉事業所が3事業所に作業量が8,140kgに増加した。

#### （3）3年目（令和7年）

- J A長門統括本部が事務手数料を徴収するよう利用料金を設定し、J Aが自主

的に持続する体制が進んだ。

- ・利用農家は着果量が減った等を理由に5戸から3戸に減ったが、作業量は増加した。
- ・2年目に、収穫時に福祉事業所の作業者が枝を切る等のトラブルがあったが、作業改善を指導することにより、トラブルは解消された。

表2 委託農家数、受託福祉事業所数、作業量

	利用農家数	受託福祉事業所数	作業量 (kg)
令和5年	1	1	2,100
令和6年	5	3	8,140
令和7年	3	3	9,720

- ・JAと連携して、肥料（袋入りの鶏糞）散布について、農家及び福祉事業所に提案を行い、福祉事業所2事業所が1戸の農家（散布袋数：201袋）の散布を試行的に行った。仕組みは、加工用果実収穫と同じとした。

#### 4 今後の普及活動に向けて

引き続き、事務局のJA長門統括本部が行う活動の確認及び支援を行う。